

八尾市若者相談支援事業業務優先交渉権者選定基準

1 選定方法

- (1) 提案書内容、見積価格を基に評価点数を算出する。
- (2) 評価点は各委員の持ち点を 100 点とする。
- (3) 提案者が 5 者以上ある場合は、事前審査で、提案書、見積書、類似業務の実績の書類審査を行い、その評価点数の高い上位 4 者を審査の対象とする。
- (4) 審査は、提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ総合的に評価を行い、優先交渉権者及び次点者を選定する。
- (5) 評価点数の同じ者が 2 者以上あるときは、評価項目「3. 事業内容」の合計評価点（以下、「提案評価点」という。）が高い者を上位とする。なお、提案評価点も同じ場合は、再度提案評価点の採点を行い、優先交渉権者を選定する。
- (6) 優先交渉権者との協議が合意に至らなかった場合は、次点者と協議に入ることとする。
- (7) 優先交渉権者の評価点が選定会議出席委員持ち点総合計の 60%に達しない場合、再募集とする。

2 評価基準

(1) 採点のめやす

採点は、以下のとおり 5 段階で採点し、評価項目ごとの掛率で配点する。

非常に 優れている	優れている	標準である	劣っている	非常に 劣っている
5	4	3	2	1

(2) 評価基準

提案書及びプレゼンテーションの内容における採点：選定委員持点 100 点

評価項目	審査基準	掛率	配点	提案内容
1. 事業の実施方針	(1) さまざまな事情を有する子ども・若者の現状を理解しているか また、現状の課題に対する解決方法の妥当性・実現性はどうか	× 1	5	2 - (A) (1)
	(2) 事業の実施方針は、八尾市こども計画の基本理念に対する考え方に沿っているか	× 1	5	2 - (A) (2)
	(3) 法人の実施している類似業務の実績は、本事業を行う上で適切か	× 1	5	1 - (10)
2. 事業の実施体制	(1) 円滑かつ確実、効果的に業務を遂行する上で、十分な人材等の確保、体制がとられているか 相談員の質向上のための取り組みは十分か	× 2	10	2 - (B) (1)
	(2) 相談者が相談しやすい環境を確保できているか	× 2	10	2 - (B) (2)
	(3) 関係機関との連携を踏まえた個人情報保護について、適切に取り扱っているか。また業務上のトラブル等を具体的に想定し、その対応は適切か	× 1	5	2 - (B) (3)
3. 事業内容	(1) 相談支援 相談者の想定ができており、その支援方法（アウトリーチ支援を含む）が適切か 不安を抱える相談者に寄り添った誰ひとり取り残さない相談支援の提案がなされているか	× 3	15	2 - (C) (1)
	(2) 関係機関との連携 関係機関、関係団体等との連携方法は具体的か 関連する社会資源の活用について効果的な提案が行われているか	× 2	10	2 - (C) (2)
	(3) 事業の周知 周知方法が適切かつ効果的で、対象へ伝わる手法か	× 2	10	2 - (C) (3)
	(4) 居場所づくり 自立に向けて、若者が現状から一歩踏み出すための場として安心して過ごすことのできる居場所の提案が行われているか	× 2	10	2 - (C) (4)
	(5) 仕様書に示された事項以外に相談者にとって有益な事業者独自の支援方法があり、その方法が効果的・発展的か	× 1	5	2 - (C) (5)
4. 経費	下記の見積書審査基準により審査		10	-
合計			100	

・見積書審査基準

下記の演算式により経費の配点を行うものとする。

$$(1 - \text{【提案見積額} \div \text{予算（見積限度額）】}) \times 100$$

※10 点を上限とする

※小数点以下は切り上げとする

(3) 留意点

- ・ 上記評価項目で、1項目でも提案がない項目があれば、すべての項目の評価を行わない。
- ・ 見積限度額以上の見積価格を提出した者は評価しない。